

# 8月NEWS

## (1) 税制情報

前回、平成25年度税制改正のうち、相続税についてご紹介させていただきましたが、今回は贈与税について、改正の概要をご紹介します。

近年、相続税については課税強化が図られる一方で、贈与税については高齢者の保有財産を若年世代へ早期に移転させやすくすることを目的として、緩和する方向で見直しが行われています。

これからも引き続き、相続税、贈与税に関する改正が行われることが想定されるため、相続対策や事業承継に関する課題をお持ちの方は、ぜひこの機会にご確認いただければと思います。

### 1. 贈与税の税率構造の見直し（暦年課税）

平成25年度税制改正により、平成27年1月1日以後の贈与については、直系尊属から贈与を受けた場合（特例贈与）と、それ以外の場合（一般贈与）の2本立てにより贈与税額が計算されることとなりました。

平成25年度税制改正前と改正後の贈与税の速算表

| 基礎控除後の課税価格 | 改正前             |       | 改正後（平成27年1月1日以後適用） |       |                 |       |
|------------|-----------------|-------|--------------------|-------|-----------------|-------|
|            | 税率              | 控除額   | 特例贈与               |       | 一般贈与            |       |
|            |                 |       | 税率                 | 控除額   | 税率              | 控除額   |
| 200万円以下    | 10%             | —     | 10%                | —     | 10%             | —     |
| 300万円 〃    | 15%             | 10万円  | 15%                | 10万円  | 15%             | 10万円  |
| 400万円 〃    | 20%             | 25万円  |                    |       | 20%             | 25万円  |
| 600万円 〃    | 30%             | 65万円  | 20%                | 30万円  | 30%             | 65万円  |
| 1,000万円 〃  | 40%             | 125万円 | 30%                | 90万円  | 40%             | 125万円 |
| 1,500万円 〃  | 1,000万円超<br>50% | 225万円 | 40%                | 190万円 | 45%             | 175万円 |
| 3,000万円 〃  |                 |       | 45%                | 265万円 | 50%             | 250万円 |
| 4,500万円 〃  |                 |       | 50%                | 415万円 | 3,000万円超<br>55% | 400万円 |
| 4,500万円 超  |                 |       | 55%                | 640万円 |                 |       |

（計算例）

伯父から現金700万円の贈与を受けた場合

#### ① 改正前

$$(700 \text{万円} - 110 \text{万円}) \times 30\% - 65 \text{万円} = 112 \text{万円} \text{（贈与税額）}$$

#### ② 改正後（特例贈与の場合）

$$(700 \text{万円} - 110 \text{万円}) \times 20\% - 30 \text{万円} = 88 \text{万円} \text{（贈与税額）}$$

「直系尊属から」という要件がありますが、改正前と改正後では、贈与税額に大きな差が生じることとなります。

## 2. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

### (1) 制度の概要

平成 27 年度税制改正により結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が創設されました。受贈者（20 歳以上 50 歳未満の者に限る。）の結婚・子育て資金の支払に充てるために、その直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関等に信託等した場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち、受贈者 1 人につき 1,000 万円（結婚に際して支出する費用については 300 万円を限度）までの金額に相当する部分の価額については、平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に拠出されるものに限り、贈与税が非課税となる制度です。

なお、結婚・子育て資金とは下記を指します。

- ① 結婚に際して支出する婚礼（結婚披露宴など）に要する費用、住居に要する費用及び引越しに要する費用のうち一定のもの。
- ② 妊娠に要する費用、出産に要する費用、子の医療費及び子の保育料のうち一定のもの。

### (2) 申告

受贈者は、本特例の適用を受けようとする旨等を記載した非課税申告書を金融機関を経由し、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

### (3) 払出しの確認等

受贈者は、払い出した金銭を結婚・子育て資金の支払に充当したことを証する書類を金融機関に提出しなければならない。

### (4) 結婚・子育て資金管理契約の終了

次に掲げる事由に該当した場合は、結婚・子育て資金管理契約は終了します。

- ① 受贈者が 50 歳に達した場合
- ② 受贈者が死亡した場合
- ③ 信託財産等の価額が零となった場合において終了の合意があったとき

なお、上記①に該当した場合で、残額がある場合についてのみ、その残額に応じて贈与税が課税されます。

### (5) 期間中に贈与者が死亡した場合の取扱い

資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合には、当該死亡の日における非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額については、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算することとなります。

### 3. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

#### (1) 制度の概要

平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日（平成 27 年税制改正により、適用期限が平成 31 年 3 月 31 日まで延長）までの間に、個人（30 歳未満に限る）が、教育資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（祖父母など）から

- ① 信託受益権を付与された場合
  - ② 書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は
  - ③ 書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合
- には、受贈者 1 人当たり 1,500 万円までの金額については、金融機関等の営業所等を経由して「教育資金非課税申告書」を提出することにより贈与税が非課税となる制度です。

#### (2) 対象となる教育資金

- ① 学校等に対して直接支払われる次のような金銭
  - ・入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など
  - ・学用品の購入費や修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など
- ② 学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるもの
  - ・教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
  - ・スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など
  - ・上記の指導で使用する物品の購入に要する金銭

#### (3) その他の要件

本特例を適用するに当たっては、前述の結婚・子育て資金と同様に、資金口座の開設や、金融機関等を経由して非課税申告書を提出するなどの諸手続きが必要となります。また、資金口座からの払出しや教育資金の支払を行った場合には、その事実を証する書類等を金融機関等に提出する必要があります。

従来から、扶養義務者相互間での教育資金の贈与は贈与税が非課税とされてきました。しかし従来の非課税措置は、教育費として必要な都度、必要な金額を直接支払うことが条件となっており、一括で贈与することができませんでした。

これに対して、新しく創設された「教育資金の一括贈与の非課税措置」は、1,500 万円を限度に、30 歳までに必要な教育資金を一括贈与することが可能となっています。

## (2) 8月の主な税務

8月の申告や提出の主なものは以下の通りです。

| 提出期限等 | 内容   |
|-------|--|
| 8月10日 | 7月分源泉所得税の納付<br>(但し源泉所得税の納期の特例を受けている場合は、1月と7月の年2回納付となるため、今回の納付はありません。)    |
| 8月10日 | 7月分住民税の特別徴収税額の納付<br>(但し住民税の納期の特例を受けている場合は6月と12月の年2回納付となるため、今回の納付はありません。) |
| 8月31日 | 6月決算法人の確定申告  |
| 8月31日 | 3月、6月、9月、12月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告                             |
| 8月31日 | 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告  |
| 8月31日 | 12月決算法人の中間申告   |
| 8月31日 | 消費税の年税額が400万円超の9月、12月、3月決算法人の3月ごとの中間申告                                   |
| 8月31日 | 消費税の年税額が4,800万超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告                          |

## (3) スタッフの一言

梅雨も明け、夏真っ盛りとなりましたが、お変わりなくお過ごしでしょうか。  
今年の夏は、ほぼ平年並みの気温となるそうですが、こまめな水分補給や休養を取って、  
熱中症や夏バテ対策を行っていきたいと思います。  
皆様も体調管理には十分留意されて、充実した夏をお過ごしください。

担当 内田